

令和6年度
第1回 文化財調査委員会議

日時 令和6年8月1日(木)
午前9時30分～午前11時
場所 花泉支所4階 東大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 報告 令和5年度文化財保護事業の実績について
 - (2) 協議1 指定文化財の指定について
 - (3) 協議2 令和6年度文化財保護事業の実施について
- 4 その他
- 5 閉会

[配布資料]

- 1 「令和6年度第1回文化財調査委員会議」(本紙)
- 2 座席表(当日配布)

関係規程（抄）

○一関市文化財保護条例（抄）

平成 17 年 9 月 20 日
条例第 96 号

第 7 章 文化財調査委員

（文化財調査委員）

第 43 条 教育委員会に一関市文化財調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

2 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

第 44 条 調査委員は、市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

第 45 条 調査委員の定員は、20 人以内とする。

第 46 条 調査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査委員は、非常勤とする。

○一関市文化財保護条例施行規則（抄）

平成 17 年 9 月 20 日
教育委員会規則第 34 号

（調査委員会議）

第 21 条 条例第 43 条第 1 項に規定する一関市文化財調査委員(以下「調査委員」という。)は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 調査委員の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集する。

（委員長及び副委員長）

第 22 条 会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、調査委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の成立及び議決）

第 23 条 会議は、調査委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席調査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

報告 令和5年度文化財保護事業の実績について

令和5年度事業実績

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|--|
| 文化財調査委員 等活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/2 (出席 14人) ・ 3/22 (出席 15人) |
| 埋蔵文化財保存 管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財包蔵地照会等 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地照会への回答 708件 ・埋蔵文化財発掘届出 26件 ・埋蔵文化財発掘通知 7件 ●開発行為や調査での発掘調査 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地本調査 0件 ・埋蔵文化財包蔵地試掘調査 8件 ・埋蔵文化財包蔵地工事立会 5件 ●発掘調査報告書の刊行 <ul style="list-style-type: none"> ・「本木・地の神Ⅱ遺跡発掘調査報告書(第38集)」 ・「萩の馬場跡遺跡発掘調査報告書(第39集)」 ・「市内遺跡試掘調査報告書(第40集)」 |
| 歴史民俗資料等 活用整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●民俗資料館の活動 <ul style="list-style-type: none"> (1)総合学習等教育面での利活用件数 <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒向けの出前授業(講座)の開催 2件 <ul style="list-style-type: none"> 1/23 弥栄小3年生 9人 1/30 中里小3年生 34人 ②学校の授業での来館による見学、体験 3件 <ul style="list-style-type: none"> 興田小3年生 10人 猿沢小3年生 8人 大原小3年生 19人 ③児童生徒の社会教育活動等での来館による見学、体験 3件 <ul style="list-style-type: none"> 大東高校2年生 1人 大東地域学びの土曜塾 30人(夏休み)、29人(冬休み) (2)その他、企画展、体験講座、市民学芸員活動等を実施 <ul style="list-style-type: none"> 企画展 6/24～9/3「まなざしの記憶－村上護朗写真展－」 期間入館者数：264人 12/16～3/10「いちのせきの青い目の人形」 期間入館者数：442人 ●民俗資料等の整理、保管箇所の集約化 <ul style="list-style-type: none"> ・集約する保管場所(収蔵庫)の検討 (協議継続) *保管箇所数 16→10程度へ集約化について着手中 *統合後の閉校校舎を活用としていた計画について再考 |

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|---|
| 指定文化財調査 研究事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●原本無刑録などについての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・関連史資料調査 ・資料台帳登録、データベース化し記念館ホームページでの公開 ●市指定文化財に指定する候補物件調査 <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 2件指定 (長昌寺の堤瓶、蕨手刀) |
| 文化財情報提供 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●市広報「文化財探訪」記事掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/1号 市指定有形民俗文化財 道標(千厩) ・ 6/1号 県指定無形民俗文化財 舞川鹿躍(一関) ・ 8/1号 市指定有形民俗文化財 道標(東山) ・ 9/1号 市指定天然記念物 トチノキ(藤沢) ・ 11/1号 市指定有形文化財 阿弥陀如来及び脇侍像(一関) ・ 12/1号 市指定天然記念物 サイカチ(花泉) ・ 2/1号 市指定無形民俗文化財 峠山伏神楽(大東) ・ 3/1号 国登録有形文化財 佐藤家住宅主屋ほか10棟(千厩) |
| 文化財標柱・解説 板整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化財標柱・解説板の整備 市総合計画(後期)指標。H26～R2年度設置の177基に加え、毎年10基を整備し、R7年度までに累計230基の整備を目指す計画 1 これまでの実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ R2年度実績累計 177基(H26～R2年度累計整備数) ・ R3年度実績累計 187(+10)基 ・ R4年度実績累計 196(+9)基 ・ R5年度実績累計 202(+6)基 *部分修繕、撤去、翻訳委託件数を除く新規、更新設置基数 2 R5年度実績 <ul style="list-style-type: none"> (1)解説板 <ul style="list-style-type: none"> ①市指定有形文化財 石塔婆(金箔押し) 藤沢 ②市指定有形民俗文化財 銚子浪分神社の猫絵馬 川崎 ③埋蔵文化財包蔵地 内館(松川城・久瑠美館) 東山 (2)標柱(案内板を含む) <ul style="list-style-type: none"> ①市指定史跡 山吹城本丸跡 大東 ②埋蔵文化財包蔵地 千人塚遺跡 大東 ③県指定有形文化財 八幡神社本殿 千厩 |

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 | |
|-------------------------|---|--|
| 文化財施設等整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●千葉胤秀旧宅の保存活用方針に係る協議・検討の継続 ・解体復原の方法、事業費の試算及び活用策（方法）について、内部協議を継続している。 ●せんまや街角資料館屋根修繕 978,890 円（R6.2.1～3.29） | |
| 文化財公開活用事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、せんまや街角資料館、旧東北砕石工場の管理と一般公開 ●芦家住宅自動火災報知設備再設置（落雷による故障のため） | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火訓練 569 人 <ul style="list-style-type: none"> ・一関 1/27 日吉神社 64 人 ・花泉 1/28 高倉介護予防センター周辺 28 人 ・大東 1/28 西光寺及びその周辺 99 人 ・千厩 1/28 地藏院（メイン会場） 120 人 ・東山 1/28 熊野神社境内周辺 50 人 ・室根 1/28 大泉寺 110 人 ・川崎 1/21 常堅寺 35 人 ・藤沢 1/28 市指定天然記念物「スギ」周辺 63 人 ●職員の講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・5/22 川崎市民センター（畠山） ・6/30 猿沢市民センター（畠山） ・7/24 室根市民センター（畠山） ・8/24 大原市民センター（畠山） ・9/4 室根市民センター（畠山） ・9/23 骨寺村荘園遺跡探訪事業（畠山） ・9/25 室根市民センター（畠山） ・11/10.11 磐清水市民センター（畠山） ・せんまや街角資料館企画展 展示解説（畠山、東） ●文化財指定や調査の依頼など <ul style="list-style-type: none"> ・文化財指定候補の暫定リスト作成 ・市指定文化財の県指定に向けた調査を継続 ・市指定文化財の指定に向けた調査 ●せんまや街角資料館企画展 <ul style="list-style-type: none"> ・4/29～7/9 「一関の埋蔵文化財展 Vol.3」 開催期間中入場者数 535 人 ・8/1～11 「磐井の聖徳太子信仰」 開催期間中入場者数 619 人 ・2/11～3/20 「白石隆一～画伯さんと呼ばれて～」 開催期間中入場者数 1,101 人 ●ニホンカモシカ滅失処理 <ul style="list-style-type: none"> ・処理件数 …… 66 件 (R4 年度 86 件、R3 年度 94 件、R2 年度 121 件) | |

(2) 地域文化の伝承

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|---|
| 民俗芸能伝承調査研究事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●民俗芸能の調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・R4 年度活動状況等基礎調査 (56 団体/12 団体返信) ・コロナ禍の影響について総括調査 (56 団体/31 団体返信) ・コロナ禍の影響について神社等への奉納状況調査 (4 社) ・祭礼発表会等の調査 8 回 ・「一関市食文化調査報告書 (第 10 集)」 ●民俗芸能映像記録保存事業 (2 保存団体) <ul style="list-style-type: none"> 下猿沢伊勢神楽、洗民伊勢神楽 <p>※第 24 回地域芸能まつり 3/3 (日) 於：NHK ホール (東京都) 行山流舞川鹿子躍保存会出演 (テレビ放映 3/30 NHK E テレ)</p> |
| 文化財保護事業補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●指定文化財保護事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 補助率：(修繕対象経費－10 万円) × 1/2 など (1)修復等 2 件 <ul style="list-style-type: none"> ①東川院木造観音菩薩坐像保存修理 (2 年目) 975,000 円 ②イチョウの支障木伐採 (東山) 49,000 円 (2)保存団体活動等 6 件 <ul style="list-style-type: none"> ①菅公夫人の墓史跡保存会 57,000 円 ②二十五菩薩像保存会 48,000 円 ③薄衣城址保存会 31,000 円 ④布佐神楽保存会 31,000 円 ⑤名木笠松保存会 164,000 円 ⑥大門地藏尊管理委員会 35,000 円 (3)重要建物修理修景事業 4 件 <ul style="list-style-type: none"> ①個人 主屋・作業場・板蔵の屋根塗装 621,000 円 ②個人 主屋の屋根塗装 712,000 円 ③個人 畜舎の屋根葺き替え 766,000 円 ④個人 主屋の屋根張替え・妻壁の修繕 2,435,000 円 <p style="text-align: right;">計 5,924,000 円</p> ●郷土芸能活動事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> 市民に資金提供等と呼び掛けて実施する事業への補助(1/2 など) ・郷土芸能発表事業 <ul style="list-style-type: none"> 岩手県南宮城県北神楽大会実行委員会 200,000 円 ・郷土芸能備品整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 下猿沢伊勢神楽保存会 22,000 円 千厩町愛宕花相撲保存会 78,000 円 遠古袋神楽 95,000 円 行山流舞川鹿子躍保存会 18,000 円 古内神楽保存会 22,000 円 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・当市ゆかりの偉人「大槻三賢人 (玄沢・磐溪・文彦)」を題材とした偉人マンガを 1,000 部製作。 ※B&G 財団助成事業 |

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|--|
| 骨寺村荘園遺跡保全活用事業 | 【所管 骨寺荘園室】小区画水田保全活用等への各種支援事業の実施 |
| 骨寺村荘園遺跡整備事業 | 【所管 骨寺荘園室】骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく史跡や修景等の整備 |
| 文化的景観保護推進事業 | ●修理修景事業に係る工事 ※国庫補助対象事業が無かったため未実施 ※全国文化的景観地区連絡協議会一関大会の開催（10/26.27） 参加者数 105 名（事務局含む） |
| 骨寺村荘園遺跡情報発信事業 | 【所管 骨寺荘園室】骨寺村荘園交流施設を活用して、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村荘園遺跡の情報発信 |

(2) 世界遺産拡張登録の推進

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7 事業名 | 事業実績等 |
|-------------------------|--|
| 骨寺村荘園遺跡世界遺産登録推進事業 | ●骨寺村荘園遺跡の確認調査 ・4/11～8/31 調査地点の位置 ：巖美町字駒形 8-1 約 50 m ² （駒形根神社） ：巖美町字若井原 194-33 約 20 m ² （山王窟） ：巖美町字下真坂 25-7 約 100 m ² （慈恵塚） 12 世紀の痕跡の有無を確認する調査 ●骨寺村荘園遺跡調査報告会・講演会 ・3/9 一関市体育館、骨寺村荘園交流館 35 人 R5 年度の発掘調査報告会と小岩骨寺村荘園遺跡専門員（市博物館）による講演 ●確認調査報告書の刊行 ・「骨寺村荘園遺跡確認調査報告書（第 41 集）」 【所管 骨寺荘園室、博物館】世界遺産拡張登録に向けた県、関係市町との連携。文献調査など。 |
| ときめき世界遺産塾負担金 | 【所管 骨寺荘園室】県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」の開催 7/25～11/18 5 回シリーズ |

3 参考 関係社会教育施設入館者数、文化財建造物見学者数、観光施設利用者数

| 施設、文化財建造物 | R5 | R4 | R3 | R2 | R1 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一関市博物館 | 10,262 | 13,442 | 15,750 | 7,365 | 13,970 |
| 石と賢治のミュージアム | 7,619 | 8,888 | 7,049 | 7,214 | 9,064 |
| 芦東山記念館 | 965 | 1,235 | 901 | 1,353 | 1,593 |
| 一関市民俗資料館 | 1,489 | 1,336 | 1,074 | 984 | 1,986 |
| せんまや街角資料館 | 2,683 | 2,479 | 1,663 | 1,145 | 1,954 |
| 大籠キリシタン殉教公園 | 2,096 | 1,203 | 888 | 848 | 1,497 |
| 旧沼田家武家住宅 | 4,695 | 3,461 | 2,209 | 1,699 | 4,678 |
| 千葉胤秀旧宅 | 56 | 64 | 107 | 31 | 86 |
| 旧鈴木家住宅 | 2,018 | 1,261 | 1,655 | 1,683 | 2,754 |
| 千厩酒のくら交流施設 | 29,354 | 23,580 | 8,156 | 5,812 | 15,693 |
| 骨寺村荘園交流館(若神子亭) | 25,196 | 26,603 | 23,337 | 26,228 | 26,279 |

*旧東北砕石工場は石と賢治のミュージアムに所在。旧鈴木家住宅は農林漁業資料館として展示(まちづくり推進課所管。蔵美市民センター管理)。佐藤家住宅、横屋酒造は千厩酒のくら交流施設として活用(千厩支所産業建設課所管)。骨寺村荘園交流館若神子亭は骨寺荘園室所管。



大籠キリシタン資料館



せんまや街角資料館

協議 1 市指定文化財の指定について

1 市指定文化財

文化財は、文化財保護法で「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」に類型化されています。

このうち一関市は、一関市文化財保護条例第2条で文化財保護法第1項第1号から第4号までに掲げる「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」を文化財としています。

教育委員会は、市内の文化財のうち重要なものを一関市指定文化財に指定することができます（同条例第4条、第21条、第27条、第33条）。

現在本市の指定または選定の件数は、令和6年4月1日現在250件です。その内訳は、文化財保護法に基づき国が指定した「国指定」が7件、同じく同法に基づき国が選定した「国選定」が1件、岩手県文化財保護条例に基づき県が指定した「県指定」が35件、一関市文化財保護条例に基づき市が指定した「市指定」が176件、文化財保護法に基づき国が保存および活用のための措置が特に必要として文化財登録原簿に登録した「国登録」が31件となっています。

2 市指定までの流れ

指定しようとする文化財は、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならないほか、一関市文化財調査委員の意見を聴かなければなりません。文化財調査委員は、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、必要であれば補足調査や研究を行います。

指定にあたっては、同条例施行規則第20条により教育委員会が定める「一関市指定文化財指定基準」に基づき、「市の文化史上貴重なもの」「特に意義のある資料となるもの」「顕著な特異性を示すもの」「歴史的価値の高いもの」「学術的価値の高いもの」などを指定することができます。

指定するときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければなりません。指定時には所有者に指定書を交付します。

一方、市指定文化財が文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができます（同条例第5条）。指定の解除の通知を受けた所有者は、指定書を教育委員会に返付しなければなりません。

4 諮問する指定候補物件

本会議に諮問する候補物件は、無形民俗文化財2件です。「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準（平成27年3月31日教育長決裁）」に基づき、文化財として貴重である物件を指定候補としました。

詳細は次のとおりです。

【無形民俗文化財】 2件

・令和6年度 諮問第1号 「^{てんのう}ご天王さまの^{ししまい}獅子舞（西黒沢）（風俗慣習）」
西黒沢獅子舞保存会（一関・萩荘）

・令和6年度 諮問第2号 「^{ふるうちかぐら}古内神楽（民俗芸能）」
古内神楽保存会（一関・萩荘）

●指定基準

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準 …………… P33【参考2】参照

諮問第1号

一関市文化財保護条例第27条の規定により、「ご^{てんのう}天王さまの^{ししまい}獅子舞（西黒沢）」を一関市指定無形民俗文化財に指定することについて諮問いたします。

併せて同条第28条の規定により、「西黒沢獅子舞保存会」を保持団体として認定することについて諮問いたします。

令和6年8月1日 提出

一関市教育委員会 教育長 時 枝 直 樹

記

1 文化財の種別名称

種 別 無形民俗文化財（風俗慣習）
名 称 ご天王さまの獅子舞（西黒沢）

2 保持団体の名称

名 称 西黒沢獅子舞保存会
所在地 一関市萩荘 XXXXXXXXXX
代表者 阿部 敬一

3 文化財の特徴

東北地方では修験者が獅子頭を持って祈祷に回っていたといい、当地方でも旧西磐井郡では修験由来の獅子舞が地域で継承されており、その一つと考えられる。各地で継承が危ぶまれるなかで当該保存会は巡行の行事を継続させている。

また八雲神社の「ご天王さま」の祭りは、特に旧一関地域でみられ、各家を巡行していたのを簡略化して公民館を回るように変わったが、人々は行事を継続して獅子が回ってくるのを待っている。地域独自の信仰を示す行事である。

| | |
|---------|--|
| 1. 名称 | ご天王さまの獅子舞 (西黒沢) |
| 2. 保持団体 | 西黒沢獅子舞保存会 |
| 3. 種別 | 無形民俗文化財 (風俗慣習) |
| 4. 内容 | <p>【行事又は芸能等の次第】</p> <p>毎年、7月の20日頃の祝日「海の日」に行われる西黒沢の八雲神社における「ご天王さま」の祭礼の巡行にともなう獅子舞。平成8年(1996)より前は7月20日に行っていた。7集落(中島、上大桑、下大桑、中大桑、霜後、要害、古内)の公民館を回る。</p> <p>各公民館に社を置いて榎原神社宮司が神事を行い、その後に獅子舞が舞われる。一人が太鼓を叩き、獅子のあたまと胴に一人ずつに入り、獅子頭をゆらして動かしたあと、足を踏み出し、獅子を舞わせる。その後、参加者全員の頭を噛む動作をして回る。公民館ごとにお賽銭と米が納められ、「八雲神社御祈祷大麻」が渡される。</p> <p>榎原神社宮司に神事を頼み、公民館に集まって行うようになったのは昭和50年頃からであり、それ以前は獅子舞保存会が社を持って回り、集落ごとの世話役が太鼓を吊るして叩きながら供をしたという。各家を2日間かけて回り、「御休参拜所」のみで獅子舞を舞っていた。昭和期中頃は、夜には八雲神社の舞台で神楽や芸能などを上演する多くの人が集まる祭りであったという。</p> <p>各公民館では飲食が接待されていたが、新型コロナウイルス感染症流行によって飲食せずに悪病除けとして頭を噛む動作のみをして公民館を回るように変わった。流行収束後も飲食はせずに回るようになっている。</p> <p>名称は、西黒沢獅子舞のほか、地名から神田(じんでん)獅子舞とっていた時期もあり、文献では萩荘獅子舞とされている。</p> <p>【内容(歌詞、唱え詞等)】</p> <p>現在は、舞いの名称は伝承されていないが、『萩荘史』(1991)には、舞型として、「腕(かいな)出し」、「御神楽」、ほかに「猿かんなん」、「翁」が記されており、面をつけた猿や翁も登場したようである。また、平成10年頃までは太鼓を叩きながら歌を歌っていたようであるが、継承されていない。</p> <p>【使用する持物、楽器の種類】</p> <p>八雲神社の社と八雲神社の旗。獅子頭、幕、太鼓。</p> <p>旗は昭和3年(1928)6月20日とあるのが一番古い。獅子頭は、口が開く舌と耳がついた頭。頭と幕はつけたまま、頭の幣束もそのままにして別当家で保管している。幣束は古くなると更新する。昔は落ちた紙をおばあさんたちがお守りに喜んで持って帰ったという。幕の尻尾は共布で作られている。</p> <p>頭と幕は平成期に新調し、幕に「西黒沢獅子舞」と文字を染め入れた。</p> <p>『萩荘史』では猿と翁の面があることになっているが所在は不明。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>【行事又は芸能等を行う人の構成】 中島地区（神田・中島）の13戸で保存会を組織している。現在は、獅子舞は別当家の阿部家を含む3軒の家の3人の男性が担っている。別当家の3世代前の阿部庄市氏から伝承や記録がある。</p> <p>【行事又は芸能等を行う人の服装、持物】 昔からとされている装束で行う。</p> <p>【他の類似の行事、芸能との関係又は特質】 近郊で「ご天王さま」の獅子舞の巡行が行われているのは、達古袋獅子舞（7月）。赤荻でも平成20年代までは同様に巡行があったが、現在、獅子舞はなくなっている。春祈祷の獅子舞は、岩ノ下獅子舞（東山、正月）、布佐地区悪魔祓い（川崎、正月）、狐禅寺天王獅子舞（狐禅寺、3月）、善楽流獅子舞（舞川、3月）にあるが、休止したり継承が危ぶまれたりしているものもある。</p> <p>【保存状況（保護団体、後継者の有無その他将来の見通し等）】 八雲神社の別当として阿部家が頭を保管し、獅子舞を継承してきており、それを中島地区が協力して保存会としている。また、氏子として7つの地区が巡行を受け入れている。</p> <p>当日のみで練習をしないため、担ってきた人が亡くなると技術が伝わらないが、過去の映像を見て継承している。これまで獅子舞を担ってきた家の跡取りが引き継いでおり、今後も継承は見込まれている。</p> <p>【当該行事、芸能等に関する文献又は参考となるべき資料】 「風土記御用書出 下黒沢村」（安永4年（1775））では、下黒沢村の西方の三嶋社ほか3社は羽黒派三学院が別当を務めている。当時は八雲社の記載はなく、上黒澤村鹿ノ花に牛頭天王社があり、別当は羽黒派明性院。</p> <p>『一関市史 第4巻』（1977）、『萩荘村史』1995には、西方鹿込の八雲神社は、文政4年（1821）の勸請、祭日は6月21日とある。地域では下黒沢6月24日、西方21日、上黒沢20日、沖15日、市野々15日、達古袋15日に素戔鳴尊が出雲に降臨したことを祝った八坂神社祭・八雲神社祭を行い、初きうりを献じる、とある。</p> |
| 5. 補説・所見 | <p>東北地方では修験者が獅子頭を持って祈祷に回っていたといい、当地方でも旧西磐井郡では修験由来の獅子舞が地域で継承されており、その一つと考えられる。各地で継承が危ぶまれるなかで当該保存会は巡行の行事を継続させている。</p> <p>また八雲神社の「ご天王さま」の祭りは、特に旧一関地域でみられ、各家を巡行していたのを簡略化して公民館を回るように変わったが、人々は行事を継続して獅子が回ってくるのを待っている。地域独自の信仰を示す行事である。</p> <p>当該行事は、「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準」第4無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準のうち、無形民俗文化財指定基準1(2)年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの、当該保存会は無形民俗文化財の保持団体の認定基準に、それぞれ該当すると考えられる。</p> |
| 6. 保持団体 代表者氏名 住所 | <p>西黒沢獅子舞保存会 代表 阿部敬一 XXXXXXXXXX</p> |

ご天王さまの獅子舞（西黒沢）



諮問第2号

一関市文化財保護条例第27条の規定により、「古内神楽^{ふるうちかくら}」を一関市指定無形民俗文化財に指定することについて諮問いたします。

併せて同条第28条の規定により、「古内神楽保存会」を保持団体として認定することについて諮問いたします。

令和6年8月1日 提出

一関市教育委員会 教育長 時 枝 直 樹

記

1 文化財の種別名称

種 別 無形民俗文化財（民俗芸能）

名 称 古内神楽

2 保持団体の名称

名 称 古内神楽保存会

所在地 一関市萩荘

代表者 千葉 悦雄

3 文化財の特徴

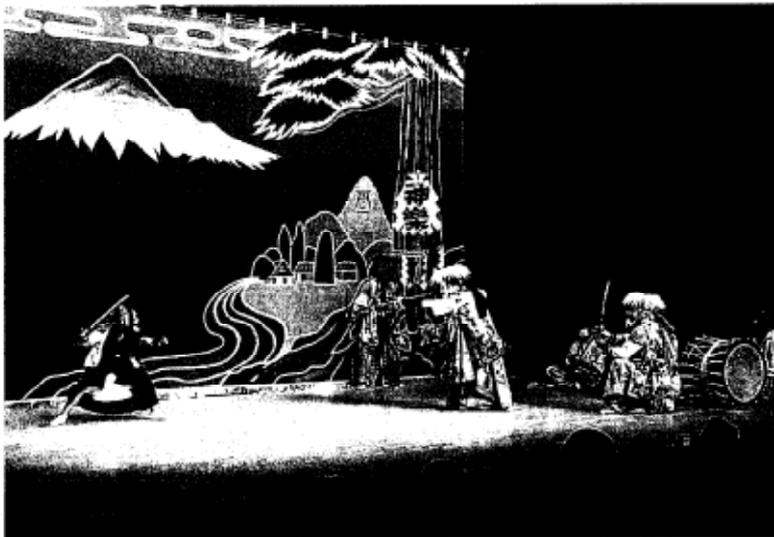
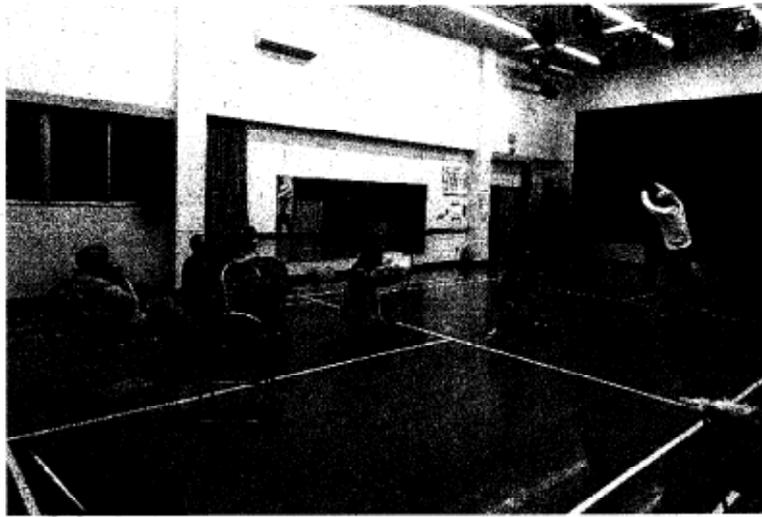
天保の銘がある神楽面を所有しており、当地の南部神楽の発祥の団体の一つとされる黒沢神楽系統を直接受け継ぎ現在に伝えており、当地の南部神楽の発生と推移を考えるうえで重要な団体である。

昭和中期から神楽を続けている指導者によって舞を正確に継承しているだけでなく、新しい演目を作成することにも取り組んでおり、観客の求めに応じた演目を披露するという南部神楽の本来のあり方を体現し、地域の伝承活動をけん引している。

| | |
|---------|--|
| 1. 名 称 | 古内神楽 (ふるうちかぐら) |
| 2. 保持団体 | 古内神楽保存会 |
| 3. 種 別 | 無形民俗文化財 (民俗芸能) |
| 4. 内 容 | <p>【 芸能の由来・伝承 】</p> <p>古内神楽は、幕末から明治期に旧仙台藩領域北部の内陸地方の法印神楽をもとに、旧盛岡藩領域の山伏神楽や他の芸能の影響を受けて発展し、現在は岩手県南部と宮城県北部に分布している南部神楽である。</p> <p>古くは萩荘大久保の春日神社では別当三学院 (羽黒派) が法印神楽を奉納していたと伝えられている。</p> <p>弘化年間 (1844～) に下黒沢神楽から南部神楽の指導を受けた徳右エ門が現在の古内神楽を作ったといい、当地方の南部神楽の一つの源流である黒沢神楽の系統を受け継ぐ神楽である。</p> <p>古内神楽から厳美神楽、大門神楽 (花泉)、中野神楽 (栗原市) へ伝授したといわれている。</p> <p>【 芸能・団体の特徴、活動の状況 】</p> <p>古内地区には長らく神楽を受け継いできた家があり、その人たちが継承していたが、昭和 30 年代にはそれ以外の家からも参加するようになった。現在の会長は、昭和 30 年 (1955) に 19 歳で地域の同世代の 5 人で加入し、それ以来神楽を続けてきた。当時は宮元で練習し、一人前になると家族を呼んで師匠の前で踊る「初披露」を行った。</p> <p>最初に「式三番」、そのあとに「段物」を演じるのが決まりであった。萩荘要害の春日神社に奉納していたが、昭和 50 年頃からは神社の都合で呼ばれなくなり、現在は奉納していない。</p> <p>昭和 40 年代頃には参加者が少なくなったが、平成期には消防団が加わることで継続し、また近年は女性の参加と、萩荘市民センターを中心とした活動として広い地域の参加者を募ったことによって継承の危機を乗り越えている。現在は、高梨など萩荘市民センター周囲の住民が参加している。</p> <p>令和 6 年現在の会員数は 9 名。内訳は指導者 2 名 (80 歳代、60 歳代)、30 歳代女性 1 名、50 歳代男性 5 名、中学生 1 名である。</p> <p>萩荘市民センターで毎週木曜日に練習を行っている。</p> <p>【 演目 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・萩中鶏舞、岩戸入、田村二代、五條の橋、小松の柵の合戦 (創作) : 上演可能 ・鶏舞、三番叟、神別れ、屋島合戦、宝剣納め、秀衡対面 : 練習をすれば上演可 ・おろち退治、八幡舞 : 現在は継承されていない <p>【 地域との連携、学校への指導 】</p> <p>萩荘市民センターを主な活動場所としてイベントなどに積極的に出演している。萩荘中学校の地域学習、萩荘地区民運動会での神楽披露などを行う。</p> |

| | <p>【 その他 】</p> <p>「神楽蛇面」(天保12年)は一関市指定有形民俗文化財(昭和48年指定)ほかの面の銘は、荒面(明治13年)など。 古い装束には、明治年代のものがある。</p> <p>【 年間の主な活動、伝承活動 】</p> <p>令和5年度活動</p> <table border="1" data-bbox="435 506 1362 1151"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>場所</th> <th>備考(演目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月7日</td> <td>時の音フェスティバル</td> <td>JAファーマーズいわて平泉</td> <td>小松の櫓の合戦</td> </tr> <tr> <td>6月18日</td> <td>萩荘 de マルシェ</td> <td>萩荘市民センター</td> <td>五條の橋</td> </tr> <tr> <td>7月26日</td> <td>福光園夏祭り</td> <td>福光園(萩荘大久保)</td> <td>五條の橋</td> </tr> <tr> <td>9月16日</td> <td>民俗学講演会</td> <td>萩荘市民センター</td> <td>小松の櫓の合戦</td> </tr> <tr> <td>10月29日</td> <td>一関農業祭</td> <td>一関市総合体育館</td> <td>小松の櫓の合戦</td> </tr> <tr> <td>11月11日</td> <td>もちフェスティバル</td> <td>一関市民プール</td> <td>五條の橋</td> </tr> <tr> <td>3月3日</td> <td>いわい地方民俗芸能祭</td> <td>一関文化センター</td> <td>田村二代</td> </tr> <tr> <td>3月10日</td> <td>一関民俗芸能祭</td> <td>一関文化センター</td> <td>田村二代</td> </tr> <tr> <td>3月20日</td> <td>神楽ってなあに?</td> <td>萩荘小学校</td> <td>田村二代</td> </tr> </tbody> </table> | 日時 | 内容 | 場所 | 備考(演目) | 5月7日 | 時の音フェスティバル | JAファーマーズいわて平泉 | 小松の櫓の合戦 | 6月18日 | 萩荘 de マルシェ | 萩荘市民センター | 五條の橋 | 7月26日 | 福光園夏祭り | 福光園(萩荘大久保) | 五條の橋 | 9月16日 | 民俗学講演会 | 萩荘市民センター | 小松の櫓の合戦 | 10月29日 | 一関農業祭 | 一関市総合体育館 | 小松の櫓の合戦 | 11月11日 | もちフェスティバル | 一関市民プール | 五條の橋 | 3月3日 | いわい地方民俗芸能祭 | 一関文化センター | 田村二代 | 3月10日 | 一関民俗芸能祭 | 一関文化センター | 田村二代 | 3月20日 | 神楽ってなあに? | 萩荘小学校 | 田村二代 |
|------------------------|---|---------------|---------|----|--------|------|------------|---------------|---------|-------|------------|----------|------|-------|--------|------------|------|-------|--------|----------|---------|--------|-------|----------|---------|--------|-----------|---------|------|------|------------|----------|------|-------|---------|----------|------|-------|----------|-------|------|
| 日時 | 内容 | 場所 | 備考(演目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月7日 | 時の音フェスティバル | JAファーマーズいわて平泉 | 小松の櫓の合戦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月18日 | 萩荘 de マルシェ | 萩荘市民センター | 五條の橋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月26日 | 福光園夏祭り | 福光園(萩荘大久保) | 五條の橋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月16日 | 民俗学講演会 | 萩荘市民センター | 小松の櫓の合戦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月29日 | 一関農業祭 | 一関市総合体育館 | 小松の櫓の合戦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月11日 | もちフェスティバル | 一関市民プール | 五條の橋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月3日 | いわい地方民俗芸能祭 | 一関文化センター | 田村二代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月10日 | 一関民俗芸能祭 | 一関文化センター | 田村二代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月20日 | 神楽ってなあに? | 萩荘小学校 | 田村二代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 補説・所見 | <p>天保の銘のある面を所有しており、当地の南部神楽の発祥の団体の一つとされる黒沢神楽系統を直接受け継ぎ、それを現在に伝えており、当地の南部神楽の生成と推移を知るうえで重要な団体である。</p> <p>昭和中期からの古内神楽を知る指導者によって舞を正確に伝承しているだけでなく、新しい演目を作成することにも取り組んでおり、観客の求めに応じた演目を披露するという南部神楽の本来のあり方を体現し、地域の伝承活動をけん引している。</p> <p>課題としていた地域との連携については、市民センターを中心に上演や学びの機会を作り、地域の人を対象とした神楽の普及活動に力をいれている。その上演会を見た子供が会に参加するなど成果もあがり解決が図られている。</p> <p>以上により当該芸能は、「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準」第4無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準のうち、無形民俗文化財指定基準2(2)芸能の変遷の過程を示すもの、(3)地域的特色を示すものに、当該保存会は無形民俗文化財の保持団体の認定基準に、それぞれ該当すると考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 保持団体 代表者氏名 住所 | <p>古内神楽保存会 代表 千葉 悦雄(ちばえつお) XXXXXXXXXX</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

古内神楽



協議 2 令和 6 年度文化財保護事業の実施について

令和 6 年度文化財行政の方針

一関市教育委員会社会教育行政の方針（抜粋）

教育行政の目標（一関市教育振興基本計画）

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」を目指します。

取り組み期間 令和 3 年度から令和 7 年度まで

基本方針 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育を推進します。

【1 社会教育行政の方針】（省略）

【2 文化財行政の方針】

目 標 市民の誇りであり財産である文化財の調査研究を進め、歴史・文化に親しむ機会を通じ、心豊かなまちづくりを目指します。

方 針 文化財の保護や調査研究を進め、公開活用等により愛護意識の高揚を図ります。

重点施策 1 文化財の保護・地域文化の伝承

- (1) 文化財の保存・活用
- (2) 地域文化の伝承

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

- (1) 骨寺村荘園遺跡の保護
- (2) 世界遺産拡張登録の推進

事業の展開 1 文化財の保護・地域文化の伝承

- (1) 文化財の保存・活用
 - ① 文化財の保護と調査研究
 - ② 文化財愛護意識の高揚
 - ③ 文化財の展示と公開
- (2) 地域文化の伝承
 - ① 伝統芸能の保存・伝承
 - ② 自然や文化の発掘と継承
 - ③ 偉人・先人の顕彰

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

- (1) 骨寺村荘園遺跡の保護
 - ① 骨寺村荘園遺跡の保存
 - ② 重要文化的景観の継承
 - ③ 骨寺村荘園遺跡の普及啓発
- (2) 世界遺産拡張登録の推進
 - ① 骨寺村荘園遺跡の調査研究
 - ② 世界遺産登録への気運醸成
 - ③ ときめき世界遺産塾の開催

令和6年度事業計画の実施について

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R6事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|---|--|
| 文化財調査委員等 活動推進事業 | ・文化財調査委員等による文化財の 調査研究 ・指定文化財の状況把握と未発見史 資料の収集 | 一般文化財費(5,581千円) ・文化財調査委員会議 ・文化財等の調査研究、資料調査ほか |
| 埋蔵文化財保存管 理事業 | 埋蔵文化財の発掘調査と文化財保護 法に基づく適切な保護 | 埋蔵文化財費(1,400千円) ・緊急発掘調査等表土掘削委託料等 |
| 歴史民俗資料等活 用整備事業 | 市内の歴史、民俗、考古資料の調査 研究と公開展示 | 一般文化財費(5,581千円)再掲 ・民俗資料移設、集約(継続検討) 民俗資料館運営事業費(1,137千円) |
| 指定文化財調査研 究事業 | ・県指定有形文化財「原本無刑録」 などの指定文化財調査研究 ・キリシタン殉教に関する調査研究 ・文化財指定の推進 | 芦東山記念館調査研究費(250千円) ・史資料調査(専門学芸調査員) 指定文化財等の調査、研究 |
| 文化財情報提供事 業 | 市広報誌、ホームページを活用した 文化財の紹介や各種事業の情報提供 | 一般文化財費(5,581千円)再掲 ・市広報「文化財探訪」掲載等 年6回程度予定 ・市ホームページの情報更新、事業紹介 |



市指定有形文化財 千葉胤秀旧宅



| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R6事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|--|--|
| 文化財標柱・解説板整備事業 | 市内の歴史や文化に関する標柱と解説板の整備 | 文化財標柱・解説板整備事業 (1,000千円) ・標柱、解説板更新など計10基を整備 |
| 文化財施設等整備事業 | 千葉胤秀旧宅の保存のほか各施設の老朽化対策や機能充実のための施設改修等 | 文化財保存管理費 (9,969千円) ・千葉胤秀旧宅保存方法及び活用策について、内部協議を継続 ・せんまや街角資料館修繕 |
| 文化財公開活用事業 | ・市が所有または管理する指定等建造物の適切な管理と一般公開 ・旧東北砕石工場の公開再開 | 文化財保存管理費 (9,969千円) 再掲 ・旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、せんまや街角資料館等の管理費等 ※一関の埋蔵文化財展Vol4 (4月下旬～7月下旬) ※室根山と周辺の修験寺院(8月～11月) |

(2) 地域文化の伝承

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R6事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|------------------------------|---|
| 民俗芸能伝承調査研究事業 | 市内に伝承されている民俗芸能の調査研究 | 民俗芸能伝承記録保存事業費 (2,019千円) ・民俗芸能映像記録保存業務 (2団体予定) ・民俗文化財調査 報告書印刷費等 ・文化財指定に向けた検討 民俗芸能以外の無形民俗文化財 |
| 文化財保護事業補助事業 | 指定等文化財の維持管理や保護活動を行う個人や団体への支援 | 指定文化財保護事業補助金 (6,000千円) ・文化財修復事業、保存団体等の活動補助、重要建物修理修景事業 郷土芸能活動事業補助金 (500千円) |

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R6事業名(予算額)、事業計画 |
|------------------------|--|---|
| 骨寺村荘園遺跡保 全活用事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小区画水田保全活用等への各種支 援事業の実施 ・ 骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画 に基づく保存活用 | 【所管 骨寺荘園室】 |
| 文化的景観保護推 進事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一関本寺の農村景観」の構成要 素である重要建物に係る修理、修景 ・ 史跡と重要文化的景観の一体的な 保存管理 | 文化的景観保護推進事業費(2,026千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一関本寺の農村景観保存計画」の改定 ・ 文化的景観保護に係る研修会等への参加 |
| 骨寺村荘園遺跡情 報発信事業 | 骨寺村荘園交流施設を核とし、農作 業体験や遺跡探訪など骨寺村荘園遺 跡の価値や魅力を情報発信 | 【所管 骨寺荘園室】 |

(2) 世界遺産拡張登録の推進

| 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業名 | 教育振興基本計画掲載 R3～R7事業概要 | 「一関市予算に関する説明書」掲載 R6事業名(予算額)、事業計画 |
|---------------------------|---|---|
| 骨寺村荘園遺跡世 界遺産登録推進事 業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産拡張登録実現に向けた県、関 係市町と連携した拡張登録推薦準備作業 の実施 ・ 重点的な考古学的調査及び文献研究等 の実施 ・ 骨寺村荘園に関する講演会やシンポジ ウム等の開催 | 骨寺村荘園遺跡調査研究事業費(5,306千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月下旬～ 発掘調査(白山社及び駒形根 神社、慈恵塚) 【所管 骨寺荘園室】 【所管 博物館】 |
| ときめき世界遺産 塾負担金 | 県南教育事務所管内の児童生徒を対 象とした「ときめき世界遺産塾」の 開催 | 【所管 骨寺荘園室】 |

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準

【参考2】

一関市文化財保護条例施行規則第20条により、指定、選定又は認定の基準について、次のとおり定める。

(平成27年3月31日 教育長決裁)

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸の部

- 1 各時代の遺品のうち、制作優秀で市の文化史上貴重なもの
- 2 市の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、^{しんかん}宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、^{ほうじょう}法帖等で市の書道史上の代表と認められるもの又は市の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で市の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類は、典籍類で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、市の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 ^{かんが}官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ学術的価値の特に高いもの

建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的に価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
 - (2) 芸能史上特に重要な位置を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な位置を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

工芸技術関係

1 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な位置を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な位置を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

1 保持者

- (1) 市の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- (2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

工芸技術関係

1 保持者

- (1) 市の無形文化財に指定される工芸技術(以下「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- (2) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

工芸技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第3 有形民俗文化財指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、船車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

1 風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 保持者

市の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

1 史跡

次に掲げるもののうち市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- (2) 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡、又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- (5) 菜園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- (6) 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

2 名勝

次に掲げるもののうち市の優れた郷土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、又は人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの^{そらせい}養生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 火山、温泉
- (9) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (10) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、市の自然を記念するもの

動物

- (1) 市特有の動物で著名なもの及びその生息地

(2) 市特有の産ではないが、市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地

- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (4) 市に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、^{きがいぼく}畸形木、栽培植物の原木、並木、^{しゃそう}社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 砂地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河の珍奇な水草類、藻類、^{せんたいりゅう}蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の^{しゅうま}褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉及びその沈殿物
- (9) 風化及び浸蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定及び保持者又は保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術若しくは技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財等関係

無形文化財若しくは無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術若しくは技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等若しくは材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

1 保持者

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保存団体

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの